

## 宇部市議会基本条例(案)

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大する中、議員の合議体である議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担う存在として、期待される役割がますます増大しており、議会のあるべき姿を再認識するとともに、明確にしていくことが求められている。このような時代の要請に応えるため、市民を代表する機関として、市民ニーズの的確な把握に努めながら、自らの創意工夫により、政策の立案及び提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、真の地方自治の実現を目指す決意を新たにし、将来にわたり本市の更なる発展の礎となるよう、宇部市議会基本条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、合議制の意思決定機関である宇部市議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、宇部市議会議員（以下「議員」という。）の資質を向上させ、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「市長等」とは、市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。

2 この条例において「委員会」とは、宇部市議会委員会条例（昭和42年条例第23号）第2条第2項に規定する常任委員会、第4条第1項に規定する議会運営委員会及び第6条第1項に規定する特別委員会をいう。

#### (最高規範性)

第3条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行う場合において、尊重されなければならない。

#### (基本理念)

第4条 議会は、次に掲げる基本理念に基づき活動するものとする。

- (1) 市民に信頼される、公正かつ透明で開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 活発な議員間討議を通じた政策立案・提言の強化に努めること。

- (4) 市長等と対等な立場で、緊張関係を保ちつつ、市民の負託に応えること。

## 第2章 議会運営

### (議会の活動原則)

第5条 議会は、二元代表制の一翼を担う合議制の意思決定機関として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の代表として、市民福祉の向上と市政の発展に寄与すること。
- (2) 市長等の事務の執行を監視し、評価すること。
- (3) 政策の立案及び提言を積極的に行うこと。
- (4) 議決責任を認識し、その過程及び結果について市民に対し説明責任を果たすこと。
- (5) 分かりやすい議会運営に努め、市民への情報提供を積極的に行うこと。

### (議員の活動原則)

第6条 議員は、市民の代表として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 政策形成能力及び専門的知見を深めるため、不断の自己研鑽に努めること。
- (2) 市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。
- (3) 自由闊達な討議及び多様な意見を尊重すること。
- (4) 議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。

### (議員の政治倫理)

第7条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表者として、その役割及び活動原則を自覚し、常に倫理意識の向上に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、その防止に努めなければならない。
- 3 議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

### (議員間討議の推進)

第8条 議会は、議会の権能を最大限に発揮するため、議員相互間の自由闊達な討議を重視した運営に努め、議論を尽くして合意形成を図るものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員間の自由な討議を活性化するため、議員相互の議論を通じて論点及び争点を明確にし、市民に分かりやすい議論の実現に努めるものとする。

(委員会の活動)

第9条 委員会は、原則として公開する。ただし、必要があると認めるときは、秘密会とすることができる。

- 2 委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策提言を行うものとする。
- 3 委員会は、年度当初にその年度の活動方針や視察内容について十分な検討を行わなければならない。
- 4 委員会は、審査又は調査の内容が他の委員会の所管と密接に関連する場合は、連合審査会を開くことができるものとする。
- 5 委員会は、必要に応じて、議事堂以外の場所で開催することができるものとする。
- 6 委員長は、民主的かつ公正な委員会運営を行うものとする。
- 7 委員長は、委員会審査報告を行うときは、その内容が市民に対して分かりやすい報告となるよう努めなければならない。

(会派)

第10条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、所属議員の資質の向上に努めるとともに、議会運営並びに政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に関し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 会派は、その所属議員が議員として議会の信頼を損なう行為を行うことのないよう、必要な指導、助言その他の対応に努めるものとする。また、当該行為が生じたときは、その解決及び再発防止に努めるものとする。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加の機会の確保)

第11条 議会は、市政に対する市民の意思を把握し、議会活動に反映させるため、多様な機会を通じて市民が議会活動に参加できる環境の整備に努めるものとする。

(市民への説明責任)

第12条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

(広報の充実)

第13条 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動の充実に努めるものとする。

(広聴の充実)

第14条 議会は、市政全般に関する課題を把握するため、市民との意見交換会等様々な手段を通じて広聴の機会を設ける。

(請願及び陳情)

第15条 議会は請願及び陳情については真摯に取り扱うものとし、請願の審査に当たっては、必要に応じて、その提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

(情報公開及び個人情報の保護)

第16条 議会は、情報の公開請求に対し、請求者の立場に立って、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- 2 議会は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行わなければならない。
- 3 情報公開及び個人情報の保護について必要な事項は、宇部市情報公開条例（平成12年条例第3号）及び宇部市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第45号）に定めるところによる。

#### 第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係及び質疑・質問)

第17条 議会は、市長等との関係を対等であると認識し、緊張関係を保持しつつ、それぞれの役割と責任を果たすものとする。

- 2 議員は、本会議において、執行機関との建設的な対話により市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、市長等に対し質問をすることができる。
- 3 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問に対して、その論点を整理するため反問することができる。

(議会への説明等)

第18条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

(議決事件)

第19条 議会は、自らの団体意思決定機能と監視機能を向上させ、また、市の重要な計画や政策について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定めるものとする。

2 前項の規定による議会の議決すべき事件は、宇部市議会の議決すべき事件を定める条例(平成27年条例第38号)で定める。

## 第5章 議会の体制整備

(予算及び体制の確保)

第20条 議会は、議決機関としての機能を充実するため、必要な予算及び体制の確保に努めるものとする。

(議員研修)

第21条 議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努め、宇部市の持続可能な発展に資するよう、政策形成能力、専門性及び倫理意識を高めるための計画的かつ多様な研修機会を確保するものとする。

2 議会及び議員は、市政の課題に対する政策立案能力の向上を図るため、他の自治体等の事例等を調査研究するよう努めなければならない。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

(議会事務局の体制強化)

第23条 議会は、議員の政策形成能力の向上及び議会活動の活性化を図るため、議会事務局の専門性を高め、その体制の充実に努めるものとする。

## 第6章 議員の身分及び処遇

(議員定数)

第 24 条 議員の定数は、宇部市議会議員定数条例（平成 14 年条例第 29 号）で定める。

- 2 委員会又は議員は、前項の定数を改正しようとするときは、改正理由を付して、議案を提出しなければならない。

(議員報酬等)

第 25 条 議員報酬等は、宇部市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（昭和 35 年条例第 21 号）で定める。

(政務活動費)

第 26 条 会派及び会派に属さない議員（以下この条において「議員」という。）は、政務活動費の執行に当たっては、宇部市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 2 号）の規定を遵守するとともに、その透明性を確保しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費の収支報告書について、自ら説明責任を果たさなければならない。
- 3 会派及び議員は、政策立案等、調査・研究等に資するため、政務活動費を活用するとともに、その用途を明らかにしなければならない。

## 第 7 章 災害時における議会

(災害時における議会)

第 27 条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

- 2 議会は、災害等の不測の事態に備え、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制を整備する。
- 3 議会は、災害等の不測の事態が発生したときは、市民の意見及び要望を把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言を行うことができる。

## 第 8 章 議会改革等

(議会改革の推進)

第 28 条 議会は、市民の負託に的確に応え、その機能及び役割を最大限に発揮するため、この条例の理念に基づき、常に議会のあり方について検証し、不断の改革を推進するものとする。

(継続的な見直し)

第 29 条 議会は、この条例の施行後、議会運営委員会において、その目的が達成されているかを検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宇部市議会委員会条例の一部改正)

2 宇部市議会委員会条例(昭和 42 年条例第 23 号)の一部を次のように改める。

第 19 条の見出しを「(委員会の公開)」に改め、同条第 1 項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「原則としてこれを公開する」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。